四手井綱英記念賞に関する内規

平成16年４月15日
関西自然保護機構理事会

関西自然保護機構は設立目的の完遂と更なる発展を期し下記の賞を定める.

記

1．名　　称

四手井綱英記念賞（略称，四手井賞）とする.

2．対　　象

関西自然保護機構会誌へ秀逸な論文等の著作物を寄稿しそれが会誌に掲載された個人，グループ，および共同執筆者とする.

3．選　　考

理事の推薦に基づき理事会が選考し決定する.

4．顕　　彰

1）記念賞の受賞者には賞状を贈呈する.

2）別に副賞の基金を定めてこれを運用し副賞の基金運用期間内で副賞５万円を贈呈する.

5．副賞の基金

関西自然保護機構名誉会員四手井綱英先生が第３回松下幸之助花の万博記念賞受賞の際に関西自然保護機構に醵金された80万円を運用して基金とする.

6．副賞の基金運用および顕彰の期間

副賞の基金残額が零円となるまでの期間を副賞運用期間とし副賞の基金残額が零円となった時点で副賞の顕彰を取り止める.